

平成 29 年 5 月 2 日

お客さま 各位

柏崎信用金庫

キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について

～ 振り込め詐欺被害防止対策として ～

平素は、柏崎信用金庫をご愛顧賜りまして厚く御礼申し上げます。

当金庫では、昨今急増しております「携帯電話で税金や健康保険等の還付金がある」と嘘を言い、ATMによるキャッシュカード振込に不慣れなご高齢のお客さまをATMコーナーに誘導してご預金を振込させるという「還付金詐欺」の被害防止策として、下記のとおり、キャッシュカードによるATM振込の利用を一部制限させていただきます。

お客さまにおかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. ATM振込制限の対象となるお客さま

当金庫の判定日時点におきまして、満70歳以上の個人・個人事業主のお客さまで、過去3年間キャッシュカードによるATM振込の実績がないお客さまが対象となります。

なお、キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来どおりご利用いただけます。

2. 取扱開始時期

平成 29 年 6 月 20 日より順次対応いたします。

3. ATM振込を希望される場合

ATM振込制限対象のお客さまで、キャッシュカードによるATM振込を希望される場合は、お手数でも当金庫営業時間内(平日 9 時～15 時)に当金庫取引店の窓口へお申し出ください。

このとき、ご本人さまであることを確認のうえ、ATM振込取引を可能とさせていただきますので、免許証等の本人確認書類をご持参ください。

以 上